

病院内および敷地内は



近畿大学医学部附属病院では平成18年10月1日から、患者さんの健康維持・増進を最優先に考え、病院内および敷地内を全面禁煙といたしました。

平成15年5月に施行されました健康増進法では「病院等の施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙の防止に努めなければならない」と努力義務を課しています。

また、喫煙は「健康」を守るべき病院の性格に矛盾するものであり、ご自身の「健康」を考えていただく意味におきましても病院館内・敷地内での禁煙にご理解とご協力をお願いいたします。

病 院 長